

京 教 社 第 6 5 号

令和8年(2026年)6月4日

京田辺市生涯学習推進協議会

会長 柳田 昌彦 様

京田辺市教育委員会

諮 問 書

京田辺市生涯学習推進本部設置要綱第2条第2項の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進本部長より、別紙のとおり意見を求められましたので、次のことについてご審議いただきたく諮問いたします。

- 1 諮問事項 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しについて

令和8年(2026年)5月18日

京田辺市教育委員会

教育長 山岡 弘高 様

京田辺市生涯学習推進本部

本部長 上 村



第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しについて

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しをしたいので、京田辺市生涯学習推進本部設置要綱第2条第2項の規定に基づき、貴教育委員会の附属機関である京田辺市生涯学習推進協議会に意見を求めます。

(理由)

京田辺市では、令和4年に第3次京田辺市生涯学習推進基本計画を策定し、生涯学習についての市民意識が醸成されるよう様々な取組を進めてきました。

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の計画期間は令和4年度から令和13年度までとしていますが、適正な進行管理、社会環境の変化、市民ニーズ等を考慮し、計画期間の中間年に当たる令和8年度に計画内容の見直しをすることとしているためです。